

自動車事故費用共済 物損特約

最終改定 平成22年3月31日
北海道中小企業共済協同組合

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
ア 相手対物事故	被共済運転者が、被共済自動車の運転に起因する偶然な事故により、他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
カ 共済契約者	共済契約を締結する者をいい、共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役若しくは法人の業務を執行するその他の機関にある者とします。
サ 自車車両事故	被共済運転者が、被共済自動車の所有、使用または管理に起因して発生した偶然な事故または第三者による盗難およびいたずら等によって、被共済自動車に損害を被ることをいいます。
主契約	自動車事故費用共済契約をいいます。
損害	共済契約者の経済的負担をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被共済自動車に備えつけられている状態をいいます。
タ 定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
ハ 被共済運転者	被共済自動車を運転する者をいい、普通共済約款第2条(共済金を支払う場合)(1)①から④までに掲げる者をいいます。
被共済自動車	共済契約証書記載の被共済自動車をいいます。
付属品	被共済自動車に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ タンク車、ふん尿車等のホース

第2条 (共済金を支払う場合)

(1)当組合は、共済期間中に日本国内において被共済自動車に起因した緊急または臨時に生じる共済契約者の損害に対して、この特約に従い、①および②の共済金を支払います。

① 相手対物事故共済金	被共済運転者が、被共済自動車の運転に起因する偶然な事故により、他人の財物を滅失、破損または汚損することにより生じた損害
② 自車車両事故共済金	被共済運転者が、被共済自動車の所有、使用または管理に起因して発生した事故によるア.およびイ.の損害 ア. 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮 その他偶然な事故によって被共済自動車に生じた損害 イ. 第三者による盗難、いたずら等によって被共済自動車に生じた損害

(2) (1)②の被共済自動車には、次の①および②に規定する物を含みます。

- ① 付属品
- ② 車室内でのみ使用することを目的として、被共済自動車に固定されているカーナビゲーションシステムおよびETC装置

第3条（共済金を支払わない場合）

(1)当組合は、次の①～⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済契約者または被共済運転者の故意または重大な過失
- ② 共済金を受け取るべき者(注1)の故意または重大な過失。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済運転者が被共済自動車を次のア. からウ. までのいずれかに該当する運転により生じた損害
ア. 法令に定められた運転資格を持たないで運転している場合
イ. 道路交通法(昭和35年法律105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で運転している場合
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合
- ④ 被共済運転者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 相手対物事故における台風もしくは高潮または洪水
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ⑧ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ ⑤から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防又は避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑫ 詐欺または横領

(注1) 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2)当組合は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた前条の被共済自動車の事故による共済契約者の損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済運転者が被共済自動車をを用いて競技等(注)をしている間
- ② 被共済運転者が被共済自動車をを用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等(注)に準ずる方法・態様により被共済自動車を使用している間
- ③ 被共済運転者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、被共済自動車を用いて競技等をしている間または競技等(注)に準ずる方法・態様により被共済自動車を使用している間

(注) 次のア. またはイ. のいずれかのことを行うことをいいます。以下この条において同様とします。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(3)組合は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由による被共済自動車の損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
- ② 故障損害(注1)
- ③ 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ 被共済自動車のタイヤ(注2)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

(注1) 偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注2) チューブを含みます

(4)当組合は、共済契約者または被共済自動車の運行管理者が、被共済自動車を常に安全運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠った場合は、共済金を支払いません。

第4条（共済金の支払額）

この特約において、1事故について支払う共済金の支払額は次のとおりです。

共済金の種類	支払事由	1事故における共済金支払額
①相手対物事故共済金	共済期間中の相手対物事故により、共済契約者の損害が1事故について3万円以上となった場合	共済契約者の損害の額
②自車車両事故共済金	共済期間中の自車車両事故により、共済契約者の損害が1事故について3万円以上となった場合	共済契約者の損害の額

第5条（共済金の支払に関する特則）

(1)当組合は、前条に規定する共済金を次の①および②に掲げる額を支払限度として支払います。

①1事故について、前条①および②の共済金の合計額は共済金額をもって限度とします。

②共済期間中に複数の事故が発生した場合、前条①および②の共済金の合計額は、共済金額をもって限度とします。

(2)当組合は、前条に規定する共済金と主契約に規定する共済金の合計額が主契約の共済金額を超える場合であっても、前条に規定する共済金を支払います。

第6条（共済金額および共済掛金）

(1)共済金額は1口3万円とし、被共済自動車1台につき2口まで加入することができます。

(2)1口あたりの共済掛金は下表のとおりとします。

車種	共済金額	共済掛金	
		一時払(年額)	分割払(月額)
全車種	30,000円	3,000円	300円

第7条（共済期間及び責任の始期）

この特約の共済期間及び責任の始期は、主契約と同一とします。

第8条（共済掛金の払込）

この特約の共済掛金は、主契約の共済掛金と同時に払い込むものとします。

第9条（共済金の請求）

共済金の請求に関しては、普通共済約款第29条(共済金の請求)を準用します。ただし、共済契約者が共済金の支払を請求する場合は、次の①から④までに掲げる書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 所定の請求書 |
| ② 公の機関の交通事故証明書 |
| ③ 写真・修理見積書または修理業者の領収書 |
| ④ ①から③までのほか、組合が特に必要と認め提出を求めた書類・証拠 |

第10条（特約の消滅）

この特約は、次の①または②のいずれかに該当した場合、主契約と同時に消滅します。

①主契約が、共済金の支払により終了した場合

②主契約が、無効、失効、取消し、解除の事由により消滅した場合

第11条（共済契約者による特約の解除）

共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

第12条（特約の内容変更）

この特約では、共済期間中における次の①から③までに該当する契約条件の変更はできません。

- ① 共済金額の増額または減額
- ② 共済期間の変更
- ③ 共済掛金の払込方法および払込期間

第13条（準用規定）

この特約に別段の定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。